

第六十八条の三十二の見出しを「（農業経営改善計画を実施する法人の機械等の割増償却）」に改め、

同条第一項及び第二項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（第四号に掲げる要件を満たす場合には、適用連結事業年度において第六十八条の百一第一項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人を除く。）が、適用連結事業年度終了の日において平成五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画（同法第二十三条第七項の規定により認定計画とみなされたものを除く。以下この項において「農業経営改善計画」という。）に係る同法第十二条第四項の認定を受けた農業生産法人（農地法第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下この項において同じ。）で、次に掲げる要件のいずれかを満たすことについて財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する場合には、当該適用連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する農業用の機械及び装置（これに類する構築物その他の政令で定めるものを含む。）、建物及びその附属設備並びに生物（当該連結親法人又はその連結子法人が当該農業経営改善計画に係る認定前に他の農業経営改善計画に係る認定を受けたことのある

者に該当する場合の当該農業経営改善計画（以下この項において「新農業経営改善計画」という。）に係る適用連結事業年度にあつては、これらの減価償却資産のうち当該新農業経営改善計画に係る次項に規定する適用期間開始日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）に係る当該適用連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの減価償却資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 当該農業経営改善計画に従つて取得等（所有権若しくは使用収益権（地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号及び次号において同じ。）の取得（贈与、出資、合併、分割又は適格事後設立による取得を除く。第三号及び第四号において同じ。）又は使用収益権の設定

(当該農業生産法人の組合員、株主又は社員)の所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地に係るものその他の政令で定めるものを除く。)を受ける行為をいう。次号において同じ。)をした同項第一号に規定する農用地(次号において「農用地」という。)の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいること。

二 当該農業経営改善計画に従つて取得等をした農用地で果樹又は茶樹が栽培されているもの及び当該農業生産法人が所有権又は使用収益権を有する農用地で当該農業経営改善計画に従つて栽培する作物を果樹又は茶樹に転換したものの面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、これらの農用地において果樹又は茶樹の栽培に係る農業を営んでいること。

三 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培することをいう。以下この号において同じ。)の用に供される施設(財務省令で定めるものに限る。)で当該農業経営改善計画に従つて取得又は製作若しくは建設をしたものの敷地の用に供される土地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該施設を用いて施設園芸に係る農業を営んでいること。

四 当該農業経営改善計画に従つて取得若しくは建設をした畜舎(政令で定める家畜に係るものに限

る。)の床面積の合計が家畜の種類に応じて政令で定める面積を超えていること又は当該農業経営改善計画に従つて増加させた家畜(政令で定めるものに限る。)の数が政令で定める数を超えており、かつ、当該農業経営改善計画に従つて政令で定める畜産用の施設の取得、製作若しくは建設をしていること。

2 前項に規定する適用連結事業年度とは、同項各号に掲げる要件のいずれかを満たすこととなつた最初の日を含む連結事業年度開始の日(当該最初の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日。以下この項において「適用期間開始日」という。)以後五年を経過した日の前日までの期間(前項に規定する新農業経営改善計画にあつては、同項に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む連結事業年度終了の日(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日)の翌日(その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日)から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間)内の日を含む各連結事業年度をいう。

第六十八條の三十三を次のように改める。

第六十八條の三十三 削除

第六十八條の三十四第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち中心市街地の活性化に関する法律第十六條第一項に規定する認定中心市街地の区域内において同法第二十八條に規定する認定計画に基づき建築される賃貸住宅で政令で定めるもの（以下この項及び次項において「中心市街地優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は中心市街地優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該中心市街地優良賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一條第一項又は第二

項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該中心市街地優良賃貸住宅の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十六（当該中心市街地優良賃貸住宅のうちその新築の時ににおいて同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第六十八条の三十四第二項中「特定優良賃貸住宅」を「中心市街地優良賃貸住宅」に改める。

第六十八条の三十六第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十八第一項中「第五十二条第一項」を、「第五十二条第一項」に改め、「損金経理」の下に「（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十の二第一項、第六十八条の二十一」を「第六十八条の十六から第六十八条の二十一まで」に、「若しくは第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」を「第六十八条の二十九から第六十八条の三十二まで若しくは第六十八条の三十四から第六十八条の三十六まで」に改める。

第六十八条の四十一第一項中「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第二項中「」には「を」において「に改め、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた場合を含む。）」を加え、同条第三項中「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法に

より特別償却準備金として積み立てた場合を含む。」を加え、同条第四項中「損金経理の方法」を「これらの規定に規定する方法」に改め、同条第五項及び第六項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」を、「第六十八条の二十九から第六十八条の三十二まで又は第六十八条の三十四から第六十八条の三十六まで」に改める。

第六十八条の四十三第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外投資等損失準備金として積み立てた場合を含む。」を加え、同条第二項第五号中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第六号イ及びロ中「資本若しくは出資」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同条第三項及び第四項中「積立てをした」を「積み立てられ

た」に改める。

第六十八条の四十四第一項中「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」を「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、「当該積立てをした連結事業年度」を「当該連結事業年度」に改め、同条第六項中「第一項に」を「第一項に」に、「当該積立てをした連結事業年度」を「当該連結事業年度」に改める。

第六十八条の四十五第一項中「第五十五条の六第一項」を「第五十五条の六第一項」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定

災害防止準備金として積み立てたときを含む。」を加え、「当該積立てをした連結事業年度」を「当該連結事業年度」に改め、同条第二項第二号を削り、同項第三号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該連結事業年度終了の日ににおける当該廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額が当該廃棄物最終処分場の最終処分災害防止費用の見積額と当該廃棄物最終処分場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるとき」を削り、「同項第三号ロ」を「同項第二号ロ」に改め、同条第四項中「、廃棄物最終処分場」、「最終処分災害防止費用」及び「、当該廃棄物最終処分場」を削り、同条第五項中「により当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場」を「により当該岩石採取場」に改め、同項第一号中「、当該廃棄物最終処分場における廃棄物の最終処分」を削り、「当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場」を「当該岩石採取場」に改め、同項第二号中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に改め、「、当該廃棄物最終処分場」を削り、同項第三号中「、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の四若しくは第十四条の三の二（同法第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定により同法第七条第六項、第十四条第六項若しくは第十四条の四第六項の規定による許可が取り消され、若しくは同法第七条

第七項、第十四条第七項若しくは第十四条の四第七項の規定により当該許可が効力を失つた場合」及び「、当該許可が取り消され、若しくは効力を失つた日」を削り、同条第八項中「第五十五条の六第一項」を「、第五十五条の六第一項」に、「当該積立てをした連結事業年度」を「当該連結事業年度」に改める。

第六十八条の四十六第一項中「第五十五条の七第一項」を「、第五十五条の七第一項」に、「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、「当該積立てをした連結事業年度」を「当該連結事業年度」に改め、同条第六項中「第一項に」を「、第一項に」に、「当該積立てをした連結事業年度」を「当該連結事業年度」に改める。

第六十八条の四十八第一項中「連結子法人で第五十六条第一項」を「連結子法人で、第五十六条第一

項」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「当該連結事業年度の」を「当該適用事業年度の」に改める。

第六十八条の四十九を次のように改める。

第六十八条の四十九 削除

第六十八条の五十一第一項中「第五十七条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により電子計算機買戻損失準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第四項中「積立てをした」を「積み立てられた」に改める。

第六十八条の五十三第一項中「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「当該積立てをした連結事業年度」を「当該

連結事業年度」に改める。

第六十八条の五十四第一項中「電気事業法」を「電気事業法」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削る。

第六十八条の五十五第一項中「次の」を「次の」に改め、「第一号」の下に「又は第一号の二」を加え、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 保険業法第二百七十二条第一項に規定する登録を受けて同法第二条第十七項に規定する少額短期保険業を行う連結法人（損害保険業を行うものに限る。） 同法第二百七十二条の十八において準

用する同法第一百十六条第一項

第六十八条の五十五第一項第二号中「第四十四条第二項」を「第四十四条の八」に改め、同条第九項中「その積立てをした」及び「当該積立てをした」を「その積み立てられた」に改め、同条第十三項中「第

「第一項第一号」を「第一項第一号及び第一号の二」に改める。

第六十八条の五十六第一項中「保険業法」を「保険業法」に改め、「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第六項中「当該積立てをした」を「その積み立てられた」に改める。

第六十八条の五十七第一項中「（会社の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（会社の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により関西国際空港整備準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、同条第五項中「（指定会社の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（指定会社の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたときを含む。）」を加える。

第六十八条の五十八第一項中「（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」を削り、「積み立てたとき」の下に「（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別修繕準備金として積み立てたときを含む。）」を加え、「当該積み立てをした連結事業年度」を「当該連結事業年度」に改め、同条第九項中「当該積み立てをした連結事業年度」を「当該連結事業年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（社会・地域貢献準備金）

第六十八条の五十八の二 連結親法人である日本郵政株式会社が、日本郵政株式会社法第十三条第一項に規定する基金（以下この条において「基金」という。）の積立てに係る適用事業年度において、同法第六条第三項に規定する社会・地域貢献資金（第四項及び第九項において「社会・地域貢献資金」という。）の交付に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により社会・地域貢献準備金として積み立てたとき（日本郵政株式会社の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により社会・地域貢献準備金として積

み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該適用事業年度の日本郵政株式会社法第十三条第二項に規定する利益金の額のうち同項の規定により基金に積み立てた金額

二 一兆円から前連結事業年度（日本郵政株式会社の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この号及び第三項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された社会・地域貢献準備金の金額（当該連結事業年度終了の日において第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金の金額（以下この号において「単体社会・地域貢献準備金の金額」という。）がある場合には当該単体社会・地域貢献準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの

金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項に規定する適用事業年度とは、積立期間（平成十九年十月一日から次に掲げる日のいずれか早い日までの期間をいう。次項において同じ。）内の日を含む各連結事業年度（日本郵政株式会社の解散の日を含む連結事業年度及び日本郵政株式会社が被合併法人となる合併（適格合併を除く。）又は日本郵政株式会社が分割法人となる分割型分割（適格分割型分割を除く。）により基金を移転する場合の当該合併又は当該分割型分割の日の前日を含む連結事業年度を除く。）をいう。

一 平成二十九年九月三十日

二 日本郵政株式会社法第十三条第二項の規定により基金に積み立てた金額の合計額から同条第四項ただし書の規定により基金を取り崩した金額の合計額を控除した残額が最初に一兆円に達した日（その達した日が連結事業年度終了の日の翌日から日本郵政株式会社の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までの期間内の日である場合（日本郵政株式会社の当該連結事業年度に係る同条第二項に規定する利益金の額に係る基金の積立てを当該期間内において剰余金の処分により行っている場合に限る。）には、当該連結事業年度終了の日）

3 第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が、積立期間の末日を含む連結事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該積立期間の末日を含む事業年度）終了の日の翌日から十年を経過した日を含む連結事業年度（当該経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該経過した日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。）以後の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された社会・地域貢献準備金の金額（以下この項において「社会・地域貢献準備金残額」という。）がある場合には、当該基準連結事業年度等の開始の日における社会・地域貢献準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額（当該計算した金額が社会・地域貢献準備金残額を超える場合には、当該社会・地域貢献準備金残額）に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が、社会・地域貢献

資金の交付の財源に充てるため日本郵政株式会社法第十三条第四項ただし書の規定により基金を取り崩した場合には、その取り崩した金額（当該取り崩した金額がその取り崩した時における社会・地域貢献準備金の金額を超える場合には、当該取り崩した時における社会・地域貢献準備金の金額）に相当する金額は、その取り崩した日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により基金を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第一号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 合併又は分割型分割（分割型分割にあつては、その分割型分割の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）により合併法人又は分割承継法人に基金を移転したことにより基金を有しないこととなつた場合 その合併又は分割型分

割の直前における社会・地域貢献準備金の金額

二 解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における社会・地域貢献準備金の金額

三 前二項及び前二号の場合以外の場合において社会・地域貢献準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における社会・地域貢献準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6 第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が被合併法人となる適格合併が行われた場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条の九第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の五十八の二第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十